

○金融庁告示第八十一号

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）第二条の二第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官 森 信親

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等とし、同告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等について当該各号に掲げる比率とする。

- 一 株式会社大和証券グループ本社 ○・五パーセント
- 二 野村ホールディングス株式会社 ○・五パーセント

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の二十五を乗じて得た比率
------------------------	-------	----------------------

平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
掲げる比率	掲げる比率
掲げる比率に百分の五十を乗じて得た比率	掲げる比率に百分の七十五を乗じて得た比率